

任期制教員の任用に関する規程

2010年5月19日 大学評議会承認

2010年6月18日 常務理事会承認

2010年7月23日 臨時理事会承認

(目的)

第1条 この規程は、多様な知識または経験を有する者が教育研究活動に携わり相互に交流する状況を創出することが教育研究の発展にとって重要性を増していることに鑑み、「大学の教員等の任期に関する法律」(以下「大学教員任期法」という。)に基づき、多様な人材の受入れを図ることにより、本学の教育研究活動の活性化に寄与することを目的として任用される教員(以下「任期制教員」という。)について定める。

(教員の定義)

第2条 前条の教員とは、学部(教養教育センター含む)においては、教授、助教をいい、法科大学院においては、教授、准教授、専任講師および助手をいう。

(労働契約)

第3条 本規程に基づく任用を行う場合、学校法人明治学院と当該任用される者との間で、別表の様式による同意を得たうえで、任期を定めた労働契約を交わすものとする。

(規程の公表)

第4条 この規程を定め、または改廃したときは、明治学院広報、明治学院大学ホームページ等に公表し、広く周知をはかるものとする。

(その他)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項の詳細は、学部(教養教育センター含む)における任用に関しては、「任期制教員の任用等に関する細則」に定め、法科大学院における任用に関しては「法科大学院特別任用教員の任用等に関する細則」に定める。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、大学評議会および理事会の議を経なければならない。

付 則

1 この規程は、2011年4月1日から施行する。